

研究テーマ選定、特許取得、外部資金獲得に効果を発揮する「特許マップ作成講習会」のご案内

本講習後の試験（オプション）にパスすれば、
特許マップ作成インストラクターになれます！



平成25年1月23日



国立大学法人山口大学
大学研究推進機構
知的財産センター

1. 平成24年度特許マップ作成講習会（特許マップ作成インストラクター養成講座）のご案内

- (1) 受講できる者：大学教職員、学生、院生、ポストドクター、URA、学内外コーディネータ等
- (2) 講習会の内容：特許調査方法、特許マップ作成方法等
- (3) 講習会の日時、場所：1講座8時間(2日間に分けて)、2地区で開催（同じ内容）
〔下記1)、2)から自由選択下さい。どの日を選んで結構ですが、必ずA→Bと受講して下さい。〕
(講習の流れのため)

	1日目(A)	2日目(B)	開催場所
1)	3月4日(月) 13:00~18:00	3月5日(火) 9:00~12:00	宇部地区 (工学部図書館2階インフォメーションルーム)
2)	3月7日(木) 13:00~18:00	3月8日(金) 9:00~12:00	山口地区 (メディア教育棟1階情報処理演習室)

- (4) 講師：岡野特許商標事務所 岡野卓也弁理士（元特許庁審査官）が懇切丁寧に指導
- (5) 受講料、テキスト料：全て無料
- (6) 受講申し込み期限：【宇部地区】 2月25日（月）まで
【山口地区】 2月28日（木）まで
- (7) お問い合わせ、申し込み先：山口大学知的財産センター 加納までメールで

TEL: 0836-85-9966 E-mail: ykanoh@yamaguchi-u.ac.jp

〔申し込み時は、希望講習会名、日時、場所と所属（学部/研究科、学科/専攻、学年、指導教員/研究室名）、氏名、E-mailアドレス、携帯TEL番号を明記して下さい。〕

なお、当講習会受講終了者には、修了証書と、本学で開発・出版し研究者必須の「研究ノート（リサーチラボノート）」、「特許読本」他を特別に進呈！

【以下はオプション】

2. 平成24年度特許マップ作成インストラクターの募集



- (1) インストラクターになれる資格：下記試験にパスした者は誰でも可能
但し、仕事の受注は原則学生のみ
- (2) インストラクターになれる条件：上記特許マップ作成講習会の(A, B両方の)受講終了者で一定の水準に達した者
〔インストラクター志願者には、講習会の最後に確認テストを実施、合格者には、インストラクター認定書を授与〕
- (3) インストラクターの仕事：学内における研究テーマ関連特許調査、特許マップ作成
- (4) 派遣時の時給：学内の規定に依る(1回4~5時間程度)〔大学教職員には給与法上支払いは不可〕
- (5) 募集人員：10名程度
- (6) 仕事の開始時期：平成25年3月頃より
- (7) お問い合わせ、申し込み先：山口大学知的財産センター 加納まで

TEL: 0836-85-9966 E-mail: ykanoh@yamaguchi-u.ac.jp

〔申し込みは、講習会の最後の確認テスト時に受け付けます。〕

(この案内ポスター、チラシは、山口大学 大学研究推進機構 知的財産センターのHPのイベント情報にも掲載されています。)

<http://www.sangaku.yamaguchi-u.ac.jp/chizai/chizai.html>